

国民健康保険は支えあいの制度です

★福生市ホームページ: <https://www.city.fussa.tokyo.jp/> ▶ 暮らしの情報 ▶ 税・保険・年金 ▶ 国民健康保険福生市国民健康保険にご加入のみなさんへ 75歳未満の方
新しい国民健康保険資格確認書と資格情報のお知らせを送付します

現在交付している国民健康保険被保険者証（以下「保険証」といいます）及び国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」といいます）の有効期限は、令和7年9月30日までです。

マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」※1、お持ちの方には「資格情報のお知らせ」※2を、9月中旬から順次、世帯主様宛に住民登録のある住所へ送付します。

※1 資格確認書は「簡易書留郵便（転送不要）」で送付します。

ご不在の場合は郵便局に留め置きとなり、ご自宅の郵便受けに「郵便物等ご不在等連絡票」が投かんされますので、その案内にしたがってお受け取りください。

なお、郵便局の保管期間が過ぎた場合は福生市役所で交付しますので、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）、旧保険証又は旧資格確認書をお持ちのうえ、保険年金課（福生市役所1階5番窓口）までお越しください。

※2 資格情報のお知らせは「普通郵便」で送付します。

新しい資格確認書の有効期限は令和7年10月1日から令和9年7月31日までです。

（ただし、すべての資格確認書の有効期限が令和9年7月31日ではなく、年齢や制度等によって有効期限は異なります。有効期限の翌日から使用していただく資格確認書については、年齢や制度等にあわせてご案内します。）

◆令和7年9月30日までに75歳になる方の有効期限について

保険証及び資格確認書の有効期限は75歳の誕生日の前日までです。75歳からは後期高齢者医療制度に加入となり、資格確認書が変わります。新しい資格確認書は、誕生日前月末までに住民登録のある住所へ送付します。

◆在留外国人の方の有効期限について

資格確認書の有効期限は在留カードの有効期限の翌日までです。在留カードが更新された場合に新しい資格確認書を住民登録のある住所へ送付します。

さんなときは手続きを!!

国民健康保険に加入するとき

- * 福生市に転入してきたとき
- * 職場の健康保険をやめたとき（※1）
- * 職場の健康保険の扶養でなくなったとき（※1）
- * 子どもが生まれたとき
- * 生活保護を受けなくなったとき

国民健康保険を脱退するとき

- * 福生市から転出するとき
- * 職場の健康保険に加入したとき（※2）
- * 職場の健康保険の扶養になったとき（※2）
- * 死亡したとき
- * 生活保護を受け始めたとき

●お手続きの際は、本人確認書類、マイナンバーがわかるものをお持ちください。

●（※1）のときは健康保険の資格喪失証明書等、（※2）のときは職場の健康保険資格確認書や資格情報のお知らせ（国保をやめる方全員分）等が別途必要です。詳しくはお問い合わせください。

有効期限の過ぎた保険証及び資格確認書は10月1日以降保険年金課へご返却いただくか、ご自身で破棄してください

国民健康保険に

ご加入されている方のお手元の健康保険証の有効期限は
令和7年9月30日に満了となります。

健康保険証の有効期限が切れたあとは、

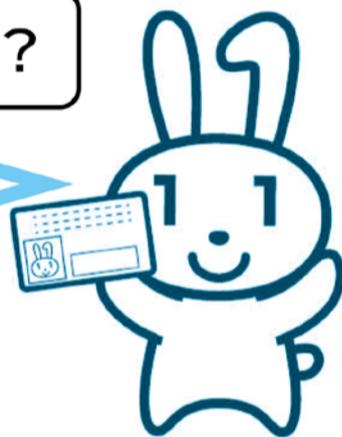
マイナ保険証か資格確認書
で医療機関・薬局にて受付をしてください。

従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。



マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの？

ぜひ、そのままお使いください！



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。

また、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している医療保険者に**申請すれば資格確認書を取得**できます。親族等の法定代理人や介助者等による**代理申請も可能**です。



まずはマイナンバーカードを持っているか
ご確認ください！



マイナ保険証の準備はできていますか？
いまのうちに確認しましょう！



マイナンバーカードを健康保険証として 使うために利用登録をしておきましょう！

ご自身の登録状況がわからないときは？

医療機関等の受付窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。



受付に使用する顔認証付きカードリーダーの操作方法など、何かわからないことがあれば、受付の職員にお気軽にお声かけください。

他の方法で確認したいときは？



- 1 スマートフォン
マイナンバーカード
を用意します



- 2 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。

- 3 「健康保険証」を押します

- 4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください



マイナンバー
フリーダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカード
の保険証利用について
もっと知りたい方は
こちら



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

9月末までです!

特定健康診査は受診されましたか

福生市で国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方を対象に、市内の指定医療機関で毎年『特定健康診査』という健康診断を行っています。今年度は5月15日(木)から9月30日(火)の期間で行っています。対象の方には、5月上旬に受診券をお送りしています。未受診の方はぜひこの機会にご受診ください。

■特定健康診査の目的

特定健康診査は、生活習慣病(糖尿病・高血圧等)の早期発見、改善を目的とした健診です。お腹まわりや血圧、血糖等の数値をもとに生活習慣病のリスクを判定します。生活習慣病は予防、改善ができるため、健診を受けて発症や重症化を防ごうという目的があります。

■中途加入・74歳の方はご注意ください!

福生市の国民健康保険に途中から(今年度4月2日以降)加入された方も健診を受診できます。8月までに手続きをした方へは保健センターから受診券をお送りします。9月以降手続きをされた方は、直接保健センターへお申し出ください。

75歳を迎えると後期高齢者健康診査の対象になります。お手元の受診券は使えなくなりますので、受診前に75歳を迎えた場合は保健センターへご連絡ください。



無料で受診できます!
健診のことや受診券についてのお問合せは保健センターまで。

■リスクありと診断されても大丈夫

特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクがある方には、「特定保健指導」という生活習慣を見直すための専門家による支援事業を無料で行っています。

早期の取り組みが大切です。対象の方には、後日、ご案内をお送りします。一緒に生活習慣を見直していきましょう。

■マイナポータルで健診結果が閲覧できます

マイナンバーカードの保険証利用登録をしている方は、マイナポータル上で健診結果を閲覧することができます。マイナポータルにログイン後、「わたしの情報」から健診結果情報を取得してください。

システム上、令和2年度以前の健診結果は取得できません。今年度受診した結果については健診実施月の約4か月後に閲覧可能です。※医療機関等の報告状況により登録時期がずれる可能性があります。

特定健康診査のお問合せは…

福生市保健センターへ
電話 **042-552-0061** (直通)

国民健康保険税の納期内納付にご協力ください

国民健康保険税は普通徴収の場合、7月から翌年2月まで毎月末日(末日が土曜、日曜、祝日の場合は翌平日)までに金融機関、郵便局、コンビニ、市役所、キャッシュレス決済等で納めていただいています。国民健康保険事業は納付いただいた国民健康保険税により運営されています。引き続き納期内の納付にご協力ください。

◆国民健康保険税の納付は便利な口座振替をご利用ください

口座振替を登録すれば納期限内に口座から自動的に国民健康保険税が納付されます。納付に行く手間と時間が省け、納め忘れを防ぐことができます。ぜひ口座振替をご利用ください。

口座振替を希望される場合は口座振替依頼書を郵送しますので、保険年金課もしくは収納課にご連絡ください。

保険年金課 : **042-551-1640** (直通)

収 納 課 : **042-551-1578** (直通)

詐欺の電話に要注意! ATM操作等による医療費の支給は行っていません